

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（概要）

保管場所制度の概要

自動車の保管場所として道路が使用されないようにするために、自動車の保管場所の確保等に関する法律において、保管場所証明書や軽自動車の保管場所に係る届出（※1）、保管場所標章の表示義務（※2）等の制度が設けられている。

※1 事業用自動車は対象外

※2 保管場所標章の表示義務に罰則規定はなし



【保管場所標章制度創設の背景】

- 駐車環境の深刻な悪化等を背景に、平成2年に保管場所標章制度を創設

【目的】

- ・ 保管場所標章を交付した警察署に対する照会により、保管場所の位置の簡便・迅速な調査が可能
- ・ 自動車の保管場所を外形的に第三者に明らかにすることで、自動車の保有者に保管場所の確保を動機付け、その継続的な履行を確保

- 保管場所情報に係るデータベースの整備等により、上記の目的は、保管場所標章によらずに達成されている。

改正の内容

保管場所標章を廃止（保管場所制度自体は存続）

<期待される効果>

- 自動車の所有者の負担軽減

電子申請の場合は、保管場所関係手続の全てをオンラインで完結させることが可能

標章交付手数料の廃止により経済的負担が軽減

- 都道府県警察における保管場所関係業務に係る窓口業務の負担軽減